

我が国の知財戦略と国際標準

Intellectual Property Strategy and International Standards



千葉 康 雅*
Yasunori CHIBA

抄録 我が国産業の国際競争力強化等の観点から国際標準化への戦略的取組みが重要な課題として位置付けられている。本稿では、「国際標準総合戦略」及び「知的財産推進計画2007」について概説し、我が国の標準に関する施策について紹介する。

はじめに

市場のグローバル化の更なる進展や近年のデジタル技術・ネットワーク技術の発達により、国際標準の重要性はますます高まっており、これまでも総務省や経済産業省を中心に、国際標準化活動を強化するための取組みが推進されてきた。

2003年3月に内閣に設置された「知的財産戦略本部」（本部長：内閣総理大臣）においても、我が国産業の国際競争力の強化等の観点から国際標準化への戦略的取組みが重要な課題として位置付けられている。

2006年12月には、国際標準に関する政府横断的な戦略として「国際標準総合戦略」（2006年12月6日知的財産戦略本部決定）が策定された。そして、2007年5月31日に開催された第17回知的財産戦略本部会合において「知的財産推進計画2007」が決定され、本計画には、我が国の国際標準化活動の強化を強化するため「国際標準総合戦略」を着実に実行することが重点項目として明記されている。

本稿では、「国際標準総合戦略」及び「知的財産推進計画2007」における標準に関する施策について概説する。

1. 国際標準総合戦略

(1) 国際標準に関する総合戦略の必要性

本戦略では、国際標準に関する総合戦略の必要性として、次のような国際標準を巡る環境の変化を挙げている。

- ①経済のグローバル化の加速化により、世界の市場は一体化しつつあり、標準が必須となってきたこと。
- ②WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）の成立により、国際標準を国内標準の基礎として用いることが義務づけられたこと。
- ③先端技術分野を中心に、特許権を含む国際標準が増加し、研究開発、知財、国際標準の一体的推進の重要性が増していること。
- ④ISO9001（品質マネジメント）やISO14001（環境マネジメント）などの新しいタイプの規格が出現し、企業活動に多大な影響を与えていること。
- ⑤欧州、米国、中国や韓国も、国際競争力強化の

* 内閣官房知的財産戦略推進事務局 主査
Assistant Counselor, Secretariat of Intellectual Property
Strategy Headquarters Cabinet Secretariat

観点から、国際標準への戦略的取組を強めていること。

このように、国際標準の重要性が高まり、他の諸国が国際標準への取組を強化する中、一人我が国が受け身の対応では、競争力の深刻な桎梏ともなりかねない状況にある。

そこで、国を挙げた総合戦略の策定が必要とされていたのである。

(2) 3つの視点, 5つの戦略

本総合戦略は、①イノベーションの促進、②国際競争力の強化、③世界のルール作りへの貢献の3つの視点から策定され、その視点の下、大きく分けて次の5つの戦略から構成されている。

①**産業界の意識改革と国際標準化への取組強化**
経営者の意識改革、企業の組織体制の強化を図るとともに、多様な国際標準化スキームの戦略的活用を促進するなど、企業の国際標準化活動への自主的な取組を強化すること。

②国全体としての国際標準化活動の強化

国際標準化機関における議長・幹事の積極的引受や環境・安全・福祉等の分野における取組の強化により国際的な貢献を果たすこと。また、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進し、国全体としての国際標準化活動を強化すること。

③国際標準人材の育成

国際標準化経験者の知識とノウハウの活用、大学等における標準化教育の支援により、次世代の国際標準化人材を育成すること。あわせて顕彰制度の充実やキャリアパスの確立により、国際標準化活動に対するインセンティブを高めること。

④アジア等の諸外国との連携強化

国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域の連携強化のための「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定するとともに、中国・韓国との協力を推進すること。

⑤国際標準化のための公正なルール作りへの貢献

より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献するとともに、国際標準化に関連する知的財産の取り扱いルールを明確化するなど、国際標準化のための公正なルール作りに貢献すること。

(3) 5つの戦略を実現するための具体的方策

「国際標準総合戦略」の本文では、上述した5つの戦略の実現に向けた様々な具体的方策が示されている。これらの具体的方策は「知的財産推進計画2007」に盛り込まれた。よって、「知的財産推進計画2007」の標準に関する記載について以下に説明する。

2. 知的財産推進計画2007

「知的財産推進計画2007」における「第3章 知的財産の活用」の「II. 国際標準化活動を強化する」には、「国際標準総合戦略」に記載された方策も含め、国際標準化活動の強化に向けた方策が記載されている。そして、各方策について、着手時期などが明記された。

(1) 国際標準総合戦略の実行

冒頭で述べたように、2006年12月に、国際標準に関する政府横断的な戦略として「国際標準総合戦略」が策定されたこと踏まえ、2007年度も引き続き、本戦略を着実に実行することが記載された。

(2) 産業界の意識改革・国際標準化の取組強化**①企業における経営者層の意識改革**

近年、諸外国による国際標準化への戦略的取組やデジタル化の進展による産業構造の変化など、国際標準化を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している。今後、我が国の産業競争力を維持・向上していくためには、企業の経営者層が、国際標準を経営上の重要ツールとして戦略的に活用するという認識を持ち、社内の取組強化において指導的役割を果たすよう、その意識改革を促進していく必要がある。

このため、次の方策が盛り込まれた。

- i) 国際標準戦略に関する閣僚等主催の懇談会やシンポジウムの開催により、2007年度も引き続き、経営者の国際標準に関する理解の増進を図る。
- ii) 日本経済団体連合会や工業会などの団体に対し、2007年度も引き続き、団体内部における様々な活動を通じ、企業の経営者や幹部に対する啓発活動を積極的に行うよう促す。

②産業界によるアクションプランの策定と実行

国際標準化活動においては、個々の産業分野におけるビジネスの実態を踏まえた戦略が必要であり、その実態を最も良く認識しているのは産業界自身であると思われる。よって、産業界が自主的なアクションプランを策定し実行することが望ましい。

このような認識の下、次の方策が盛り込まれている。

- i) 日本経済団体連合会や各工業会などの産業界に対し、各産業分野の特性に応じた国際標準化活動に関する「アクションプラン」を2007年度から策定・公表するとともに、その着実な実行を図ることにより、国際標準化活動を積極的に

推進するよう促す。

③企業の標準化活動に対する組織体制強化

国際標準を活用して自社に有利にビジネスを展開するためには、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略も踏まえた総合的な判断が必要となる。

そのような判断は、国際標準化活動に参加する個々の技術者に求めるべき性格のものではなく、本社機能としての専門の担当部署や組織によってなされるべきである。

このような観点から次の方策が盛り込まれた。

- i) 研究開発、知財戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組や組織体制整備の参考となる事例の収集又は拡充を2007年度中に行うとともに、その公表を行う。
- ii) 2007年度も引き続き、国際標準化戦略の決定及び個々の国際標準化活動に対する助言と管理を行う国際標準化活動の統括部署や組織の設置、研究・開発部門、知財部門との連携強化等、国際標準化活動を推進するための組織・体制の整備を促す。

④多様な国際標準化スキームの活用

国際標準の重要性の高まりとともに、国際標準の策定スキーム及びその対応戦略も多様化しているが、これらの手法にはそれぞれメリット・デメリットがあり、全ての分野に適応可能な単一の処方箋が存在する訳ではない。

そのため、多様な国際標準の策定スキームの活用促進が必要である。また、国際標準策定スキームの戦略的な活用促進のためには、ガイドラインの整備等、その環境作りも必要である。

そこで、以下のような方策が盛り込まれている。

- i) 2007年度も引き続き、企業や産業界に対し、工業会を通じた国際標準化のほか、企業の直接

参加，現地法人の活用，フォーラム標準やファスト・トラック制度の活用等，種々の国際標準化スキームを戦略的に活用するよう促す。

- ii) 国際標準のビジネスへの影響を分かりやすく記載した国際標準化に関する成功・失敗事例集及び種々の国際標準化スキームについて具体的な事例を含め，そのメリット・デメリットを解説したガイドラインを2007年度中に作成・公表又は改訂するとともに，その周知を図る。

⑤国際標準案等の積極的な提案，国際議長・幹事の積極的な引受け

国際標準の策定における国際議長・幹事が果たす役割は非常に大きい。また，我が国の国際社会への貢献及び国際標準化活動における発言力の確保という観点から，国際議長・幹事の積極的な引き受けは重要である。一方，ISO，IEC等における日本の幹事引受数は着実に増加しているものの，依然として我が国の経済規模や技術力に見合った十分なものとは言えない。

そこで，国際議長・幹事の積極的に引き受けることを今後も推進するため，以下のような方策が掲げられている。

- i) 2015年度までに国際標準案等の提案件数において欧米主要国に比べて遜色なく国際標準化活動をリードするとともに欧米並みの議長・幹事引受数の確保を実現するため，2007年度も引き続き，産業界，学会，大学等に対し，国際標準化機構（ISO），国際電気標準会議（IEC），国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関における標準化活動に積極的に取り組むよう促す。ISO，IECについては，2015年度までに国際標準案の提案件数を倍増させる。
- ii) 2007年度も引き続き，国際標準化機関における議長・幹事の担当者や国際標準化案作成の担

当者に対する支援策を拡充する。また，各工業会や企業に対し，これらの担当者に対して適切な評価を与え，産業界全体として支援する仕組みづくりを行うよう促す。

(3) 国際標準化活動に対する支援の拡充

国際標準化活動の中心的担い手は産業界ではある。しかしながら，学や官によるサポートも重要である。

また，国際標準化をとりまく環境は，常に変化しており，今後，我が国が，国際標準化に関する政策を適切に展開していくためには，国際標準化に関する国際的な動向及び我が国の取組の現状を体系的に把握する必要がある。

以上を踏まえ，以下の施策が列挙されている。

- i) 2007年度中に，国際標準化戦略に関する情報提供とアドバイスをを行うワンストップの相談窓口を整備する。
- ii) 2007年度も引き続き，在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等を活用し，フォーラム標準を含む諸外国の標準化活動に関する体系的かつ継続的な情報を収集するとともに，収集した情報を産業界に提供するための体制を整備する。また，在外公館やJETRO等の職員の情報収集能力を向上すべく，標準化に関する知識習得のための研修を行う。
- iii) 2007年度も引き続き，国際標準化支援センター等の支援機関による支援策を強化し，新任国際幹事の活動支援など，国際標準化活動への新規参入の促進と将来の自立を促す人材育成型の支援策を拡充する。
- iv) 2007年度も引き続き，産業界に対し，国際標準化会議の日本開催の積極的な誘致を促すとともに，会議運営ノウハウの提供など会議開催のための支援を拡充する。

(4) 国全体としての国際標準化活動の強化**①国全体の研究活動と国際標準化活動の一体的推進**

近年、国費を原資とする研究活動においても、研究成果の社会的還元が重視されるようになってきている。国際標準化は、研究開発成果を広く社会に普及するための重要なツールであり、研究成果の国際標準化が望める分野においては、国際標準化を視野に入れ、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進することが必要である。

そのための具体的措置として、以下の施策が盛り込まれている。

- i) 国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付け、2007年度も引き続き、研究開発と標準化とを一体的に推進する。また、国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行う。

②省庁間の連携を強化する

デジュール標準を扱う国際標準化機関は、ISO、IEC、ITU等の複数の組織に分かれており、それらを所管する国内の省庁も、経産省や総務省など複数の省庁に分かれている。しかしながら、実際の企業活動や国際標準化活動は必ずしもこのような分け方に沿っている訳ではなく、政府の対応を一元化して欲しいという民間からの要望は多い。

関係省庁の連携を強化し、政府として統一的な対応を図るため、以下のような方策が盛り込まれている。

- i) 関係省庁の連携による新たな国際標準対応体制の構築に向け、関係府省合同の検討協議会を

2007年度中に設置・運営する。

③環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する

環境・安全・福祉等の社会的ニーズに対応するための分野は、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくく、政府や公的機関による取り組みの期待される分野である。

日本の国際貢献という観点からも、そのような取り組みが必要であるため以下のような方策が掲げられた。

- i) 2007年度も引き続き、環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動について政府や独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど、国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。

(5) 国際標準人材の育成を図る**①次世代の国際標準人材の育成**

国際標準人材には、技術的知識に加え、特許に関する知識、語学力や交渉力、長期の標準化活動による人脈等、多様な知識と経験が必要とされる。また、近年、国際標準人材の高齢化と若手人材の育成の遅れを懸念する声が高まっており、経験者の貴重な経験を若手に伝え、次世代の国際標準人材を育成することが急務となっている。

そこで、以下のような方策が盛り込まれた。

- i) 2007年度から、国際標準化活動の経験者を活用する制度を整備するとともに、次世代の国際標準人材を育成するため「国際標準人材育成塾（仮称）」の創設等により、経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へと継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

ii) 2007年度から、国際標準人材の公的機関での活用など民間の経験者が活躍できるような環境の整備を行う。また、企業、工業会、学会、公益法人、研究機関、大学等に対しては、国際標準人材に求められる多様な経験と知識や国際的な信頼獲得等の観点から、国際標準人材の適切な評価・処遇を行うなど長期的なキャリアパスの確立に向けた取組を行うよう促す。

②大学等における標準教育の促進

国際標準に関する知識は、国際標準化活動に直接携わる者だけに必要な知識ではない。効率的かつ戦略的な研究開発活動を推進していくためには、全ての技術者が国際標準に関する基本的な知識を備える必要がある。また、企業の知財担当者や弁理士にとっても国際標準化の知識は欠かせないものとなってきている。更に、将来的に企業のマネージメントに関与するであろう経済系や法律系の学生も国際標準に関する基本的な知識を持つことが望ましい。

そのため、大学、企業等における基礎的な標準教育を支援するべく、以下の方策が盛り込まれている。

i) 理工系の学生のほか、経営系、経済系や法律系等、広い範囲の学生に対して国際標準の基礎に関する教育を提供することができるよう、2007年度も引き続き、標準化に関するモデル教材を作成し、大学等に対して提供することなどにより、各大学の自主的な取組を促進する。

また、2007年度も引き続き、各企業、日本知的財産協会、日本弁理士会等に対し、企業の技術者、知財担当者、弁理士等を対象とした国際標準に関する基礎的研修の実施及び拡充を促すとともに、研修・教育機関に対しては、知財分野におけるマネジメント研修や技術経営プ

ログラム等に国際標準に関する内容を盛り込むなど自主的な取組を行うよう促す。

③顕彰制度の充実

国際標準化活動に取り組む個人・企業・団体に、適切な評価とインセンティブを与えるととともに、国際標準の重要性に対する認識を高めるために、顕彰制度の充実が必要である。

そこで、次の方策が盛り込まれた。

i) 国際標準に対する認識を高めるとともに、国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、2007年度中に、国際標準化に関する総理大臣表彰の創設や国際標準化に貢献した個人とその活動を支援した企業（経営者）や大学等の同時表彰など、国際標準化に関する顕彰制度を充実させる。

(6) アジア等の諸外国との連携強化

ISO等の国際標準化機関においては、一国一票の投票で国際標準が決定されることから、アジア・太平洋諸国との連携など、諸外国との協力関係が欠かせない。

アジア・太平洋地域が国際標準化をリードするため、以下の施策が掲げられている。

i) アジア・太平洋地域における国際標準化活動の水準引き上げ、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を2007年度中に策定し、その推進に取り組むなど、国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域との連携を強化する。

(7) 国際標準に関するルールづくりへの貢献

①技術標準の普及を妨げる知的財産権の行使への対処

特許権を含む国際標準の増加に伴い、国際標準化における特許等の知的財産の取扱いルールを明確化する要請が高まっている。例えば、国際標準化機関における特許ポリシーのハーモナイゼーションの議論の他、RAND条件における合理性の判断基準や、必須特許の鑑定、特許権によるロイヤリティの配分、第三者問題への対応等、様々な問題が指摘されている。

以上のような問題意識のもと、以下のような施策が盛り込まれている。

i) 2007年度も引き続き、ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールの円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働きかけを行う。

また、2007年度も引き続き、標準技術に関する知財の取扱いを明確化するための検討に積極的に取り組む。「RAND条件（非差別的かつ合理的な条件）」については、判例及び競争政策当局の判断の動向を注視し、必要に応じ、関連する情報の収集・分析を行う。

②公平でオープンな国際標準化システムの実現

WTO/TBT協定には、「国際規格（国際標準）」及び「国際標準化機関」の定義規定がおかれていないため、これらの定義には争いがある。さらに、ISO、IEC等の国際標準化機関と、CEN、CENELEC等の地域標準化機関やECMA、IEEE等の有力標準化団体との連携強化は、国際標準策定プロセスの

迅速化という利点をもたらす一方、その原案策定プロセスの透明性が不足しているとして批判を受けているケースも生じている。

そこで、以下の方策が盛り込まれた。

i) 2007年度も引き続き、貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）の実施や運用の改善等に関する議論に積極的に参画するなど、より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献する。

おわりに

以上、「国際標準総合戦略」及び「知的財産推進計画2007」の標準に関する施策について概要を説明した。

政府の取組により、国際標準化活動に対する理解が広がり、我が国における国際標準化活動の活性化することを期待する。そして、近い将来、我が国が国際標準化において世界を主導する立場にあることを期待してやまない。

なお、「国際標準総合戦略」には、参考として、国際標準を巡る環境変化、各国の国際標準戦略、我が国の国際標準化活動の現状がとりまとめられている。「国際標準総合戦略」及び「知的財産推進計画2007」の具体的な内容は、以下のリンク先を参照願いたい。

国際標準総合戦略：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/061206.pdf>

知的財産推進計画2007：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/070531keikaku.pdf>